

医療法人 錦秀会 阪和記念病院
看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（令和4年度）

施設基準が求める具体的な業務等		具体的な取り組み
ア 業務量の調整	時間外労働が発生しないような業務量の調整	病棟等の状況に応じた他部署からの応援看護師の派遣 多様な勤務形態の導入による業務量の分散
イ 看護職員と他職種との業務分担	薬剤師	薬剤師による持参薬確認業務等の分担
	リハビリ (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)	リハビリの実施による重症患者移送業務の軽減
	臨床検査技師	外来における検査に必要な採血業務の分担
	臨床工学士	医療機器の病棟巡回確認等による分担
	その他	各種事務補助業務支援や受付一次対応等による分担
ウ 看護補助者の配置	主として事務的業務を行う看護補助者の配置	医療系学生を看護助手として雇用し、 16時以降22時までの夜間看護補助業務の充実を図るべく導入
	看護補助者の夜間配置	令和4年12月1日より一般病棟（急性期入院基本料4）療養病棟 看護補助夜間配置
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	短時間正規雇用の看護職員の活用	負担軽減の為、導入
オ 多彩な勤務形態の導入	多彩な勤務形態の導入	多様なニーズに対応すべく細かな勤務形態の導入 ・夜勤専従看護師の導入
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配置	院内保育所	職員の職場支援するため、
	夜間保育の実施	職員の就業と育児の両立を支援するため、
	夜勤の減免制度	本学制度及び看護部への届出 (本学制度以降)により取得可能
	休日勤務の制限制度	職員の職場支援するため、
	半日・時間単位休暇制度	本学制度（半日・時間単位とした年次有給休暇制度）を活用し、特に、 夜勤は時間単位での取得により、多様なニーズに対応
	所定労働時間の短縮	・育児時間制度（1日最大で2時間を短縮）、及び育児短時間勤務制度 (1週間あたり19時間30分から25時間の勤務時間)で多様なニーズに対応
	他部署等への配置転換	拘束勤務時間が長い部署については、出産又は育児を事由として、本人から看護部への要望により配置転換を実施
キ 夜勤負担の軽減	夜勤従事者の増員	夜勤専従看護師の導入によるその他の夜勤従事者の負担軽減
	月の夜勤回数の上限定	・1期間において8回を上限として設定